

専門委員会の設置に関する細則

(総則)

第1条 この細則は、規約第37条第8項に基づき、専門知識や経験を要する事項についての調査・検討等を行うため、理事会の諮問機関として専門委員会を置く。

(委員の資格と選任)

第2条 専門委員会の委員(以下、専門委員という)は、組合員または組合員と同一世帯に属する居住者並びに占有者の中で、委嘱する業務に関する専門知識や経験を持った者を公募し、自薦他薦を問わず人材を募った上で、理事会で協議し、理事長名で委嘱する。

2 理事長は専門委員を委嘱または解任した場合は、組合広報などを通して組合員に通知する。

(専門委員会の構成)

第3条 専門委員会は、委員長1名、委員若干名をもって構成し、理事会が委嘱する者をもってあてる。委員長は、委員の互選による。

(専門委員の任期)

第4条 専門委員の任期は、原則として1年とするが、再任は妨げない。

(専門委員会の業務)

第5条 専門委員会は、次の業務を行う。

- (1) 理事会より諮問された事項についての調査、検討、並びに委託された業務の実施
- (2) 組合業務に対する協力
- (3) その他必要な事項

(専門委員会の運営)

第6条 委員長は、原則として毎月1回定例的に専門委員会を招集する。

2 委員長は必要に応じ、臨時に専門委員会を開催することができる。

3 専門委員会は、理事会並びに専門家の指導、助言を受けることができる。

(答申)。

第7条 委員長は、調査、検討の結果を理事会に答申する。

(費用)

第8条 専門委員会は、理事会の承認を得て、業務に必要な資料、機材購入費等の支給を受けることができる。

(付則)

この細則は、平成22年6月1日から施行する。